

秦野市道路等美化ボランティア事業実施要領

(平成25年4月1日施行)

(目的)

- 1 この要領は、市民にとって身近な道路、歩道、緑地帯その他の公共空間（以下「道路等」という。）の美化を促進するため、市民又は団体のボランティアによる美化活動を支援し、道路等の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民又は団体と本市とが協力してきれいな公共空間を創出することを目的とする。

(美化ボランティアの活動内容)

- 2 道路等の美化を目的とした市民又は団体によるボランティア（以下「美化ボランティア」という。）の活動内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 道路等の清掃、除草その他の軽易な管理
 - (2) 道路等の維持管理に必要な情報の本市への提供

(美化ボランティアに対する支援)

- 3 本市は、美化ボランティアの活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 美化活動に必要な物品の支給及び貸与
 - (2) ボランティア活動保険の加入
 - (3) 活動標示板の設置

(参加の届出)

- 4 本事業に参加しようとする市民又は団体は、道路等美化ボランティア活動届出書（第1号様式）を提出するものとする。

(合意書の締結)

- 5 前項の届出があった場合において、その内容が適当と認めるときは、美化ボランティアと合意書（第2号様式）を締結するものとする。

(報告書の提出)

- 6 前項の合意書を締結した美化ボランティアは、毎年度末までの道路等美化ボランティア活動報告書（第3号様式）を、4月10日までに提出するものとする。

(活動中止の届出)

- 7 美化ボランティアは、その活動を中止するときは、道路等美化ボランティア活動中止届出書（第4号様式）を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。